

新居浜工業高等専門学校教職員表彰規則

令和3年12月17日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員に対する本校校長の行う表彰（独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（機構規則第6号）第43条第1号に定める表彰を除く。）に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 表彰は、本校の教職員で、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 教育、学生指導、研究、学校運営及び社会貢献において、顕著な功績があった者
- (2) 本校運営組織規則第16条に規定する本科の学級担任で、学級運営に多大な貢献があった者
- (3) その他顕著な業績及び本校の名誉を著しく高めたと校長が認めた者

(報告)

第3条 校長は、運営会議において表彰の対象となる者を報告する。

(表彰)

第4条 校長は、表彰の対象となる者の表彰を行う。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則（令和3年12月17日 制定）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。